

## 静岡県告示第640号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のように特定猟具（銃）使用禁止区域を指定したので、同条第12項により読み替えて準用する同法第34条第3項の規定により告示する。

令和5年10月31日

静岡県知事 川勝平太

### 1 黄金崎特定猟具（銃）使用禁止区域

#### (1) 区域（区域表示の変更）

町道黄金崎柴線と町道柴松ヶ坂線との交点を起点とし、町道柴松ヶ坂線を南進し、国道136号との交点に至り、同地点から同線を南進し、町道黄金崎線との交点に至り、同地点から同線を西進し、黄金崎コレクションガーデン管理道との交点に至り、同地点から黄金崎鳥獣保護区界沿いに北進し、黄金崎海岸に至り、同地点から海岸沿いに東進し、根合海岸、宮ん崎を経て柴川との交点に至り、同地点から同川沿いに南進し、町道柴川線との交点に至り、同地点から同線を南進し、町道黄金崎柴線との交点に至り、同地点から同線を東進し起点に至る一円の区域

#### (2) 存続期間

令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

#### (3) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器（装薬銃及び空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。））

### 2 遠笠山特定猟具（銃）使用禁止区域

#### (1) 区域（区域表示の変更）

伊東市池字上野895の339地先と伊豆市との境界線と天城高原鳥獣保護区の界との交点を起点とし、天城高原鳥獣保護区界（伊東市界）に沿って南東に1,215m進み、天城高原鳥獣保護区界と霊友会周辺鳥獣保護区界との交点に至り、同地点から霊友会周辺鳥獣保護区界に沿って西南西に1,565m進み、霊友会周辺鳥獣保護区界（霊友会所有地）と伊豆観光開発株式会社所有地との交点に至り、同地点から伊豆観光開発株式会社所有地界に沿って北西に890m進み、県道遠笠山富戸線（天城鳥獣保護区界）との交点に至り、同地点から天城鳥獣保護区界に沿って弓形に北東1,215m進み、国有林界石標563（天城高原鳥獣保護区界）に至り、同地点から天城高原鳥獣保護区界に沿って東南東に205m進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

#### (2) 存続期間

令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

#### (3) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器（装薬銃及び空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。））

### 3 根原特定猟具（銃）使用禁止区域

#### (1) 区域

山梨県境と国道139号との交点を起点とし、76林班に沿って西進及び南進し国道139号との交点に至り、西富士猟区界に沿って東進し山梨県境との交点に至り、県境に沿って北進し起点に至る一円の区域

(2) 存続期間

令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

(3) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器（装薬銃及び空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。））

4 コンヤ沢温泉特定猟具（銃）使用禁止区域

(1) 区域（区域表示の変更）

静岡市葵区梅ヶ島の赤水の滝を起点とし、主要地方道梅ヶ島温泉昭和線に沿って南進し、林道草木線との交点に至り、同地点から同線に沿って東進し、葵区梅ヶ島4740番地の1の梅ヶ島グランドに至り、同地点から同グランド東端に沿って南進し、タチ沢に至り、同地点から同沢に沿って西進し、主要地方道梅ヶ島温泉昭和線との交点に至り、同地点から同線に沿って南進し、葵区梅ヶ島4270番地に至り、同地点から山すそに沿って東進し、葵区梅ヶ島4235番地に至り、同地点から山すそに沿って葵区梅ヶ島4193番地の2の戸持共同製茶工場に至り、同地点から市道梅ヶ島大の木1号に沿って南進し、市道大の木戸持線との交点に至り、同地点から同線に沿って南進し、葵区梅ヶ島4165番地に至り、同地点から稜線に沿って西進し、主要地方道梅ヶ島温泉昭和線に至り、同地点から安倍川を横断し、葵区梅ヶ島3198番地地先安倍川河川敷梅ヶ島キャンプ場に至り、同キャンプ場西端に沿って北進し、市道孫佐島線に至り、同地点から同線に沿って北進し、農道大ザレ線との交点に至り、同地点から同線に沿って終点まで北進し、同地点から安倍コンヤ沢第3号玉石コンクリート堰堤に向かって進み同堰堤を横断し、コンヤ沢左岸に至り、同地点から安倍川の右岸に沿って北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

(2) 存続期間

令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

(3) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器（装薬銃及び空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。））

5 片岡原特定猟具（銃）使用禁止区域

(1) 区域（区域表示の変更）

榛原郡吉田町所在東名高速道路吉田インターチェンジ西の湯日川右岸堤と東名高速道路南側側道との交点を起点とし、湯日川右岸堤に沿って南進し、町道東名片岡辻3号線との交点に至り、同地点から同線に沿って南進し、町道吉田坂部線との交点に至り、同地点から同線に沿って北西に進み、吉田町と牧之原市との境界線を経て県道吉田大東線との交点に至り、同地点から同線に沿って北西に進み、東名高速道路南側側道との交点に至り、同地点から同側道に沿って北東に進み、吉田町と島田市との境界線に至り、同地点から境界線に沿って北東に進み、再び東名高速道路南側側道との交点に至り、同地点から同側道に沿って北進し起点に至る線で囲まれた一円の区域

(2) 存続期間

令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

(3) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器（装薬銃及び空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。））

6 烏帽子山周辺特定猟具（銃）使用禁止区域

(1) 区域（区域表示の変更）

県道堀之内青島線と市道志太太官島線との交点を起点とし、県道を南進し、市道7地区298号線との交点から市道を南進し、県道島田岡部線に至り、同線を西進し、東光寺谷川との交点に至り、同川を西進し、島田市との市境に至り、市境を北進し、市道7地区363号線との交点に至り、同線を東進し、南へ沢を横断して市道7地区361号線に至り、同線及び市道志太太官島線を東進し起点に至る線で囲まれた一円の区域

(2) 存続期間

令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

(3) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器（装薬銃及び空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。））

7 竜洋北特定猟具（銃）使用禁止区域

(1) 区域

磐田市堀之内地内県道豊田竜洋線と県道磐田竜洋線の交点を起点として、県道磐田竜洋線に沿って南西に進み、天竜川堤に至り市道川袋16号線を抜けて、県道上野部豊田竜洋線を北進し磐田市竜洋中島と磐田市赤池の境界線、市道赤池33号線を東進し、県道豊田竜洋線の交点を南進し、起点に至る線で囲まれた一円の区域

(2) 存続期間

令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

(3) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器（装薬銃及び空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。））

8 大淵地区特定猟具（銃）使用禁止区域

(1) 区域

市道大淵2号線と市道大淵8号線の交点を起点とし、市道大淵2号線を東進し、市道199号線との交点に至り、同点から同線を南進し、竜今寺川との交点に至り、同点から県道相良大須賀線を西進し、市道大淵8号線との交点に至り、同点から同線を北進し、起点に至る線で囲まれた一円の区域

(2) 存続期間

令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

(3) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器（装薬銃及び空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。））

9 上倉沢特定猟具（銃）使用禁止区域

(1) 区域（区域表示の変更）

市道落井南線と市道落井上原13号線との交点を起点とし、市道落井上原13号線を北上し、認定外市道との交点に至る。同地点より認定外市道を西進、北上し、第4号床固堰堤を西進し、さらに同堰堤から市道東峯落井上原線とを結んだ線を西進し、市道東峯落井上原線に至る。同地点より市道東峯落井上原線を北上し、市道落井上原26号線との交点に至り、市道落井上原26号線を北上し、島田市との市境に至る。同地点より市境に沿って北上、東進、南下し、市道落井南線との交点に至り、市道落井南線を西進

し、起点に至る一円の区域

(2) 存続期間

令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

(3) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器（装薬銃及び空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。））

10 千枚田特定猟具（銃）使用禁止区域

(1) 区域（区域表示の変更）

県道吉沢・金谷線と市道落井南線との交点を起点とし、県道吉沢・金谷線を北上し、島田市との市境に至る。同地点より市境に沿って東進し、市道落井北線との交点に至り、市道落井北線を東進し、市道落井南線との交点に至る。同地点より市道落井南線を南下、西進し、起点に至る一円の区域

(2) 存続期間

令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

(3) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器（装薬銃及び空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。））

11 宇刈地区特定猟具（銃）使用禁止区域

(1) 区域（区域表示の変更）

二級河川宇刈川に架かる谷田川橋と宇刈川右岸との交点を起点とし、同地点から宇刈川右岸を北進し、市道春岡馬ヶ谷線の起点に至る。同市道を北進し、市道春岡13号との交点に至る。同市道を西進し、市道春岡10号との交点に至る。同市道を北進し、県道掛川山梨線との交点に至る。同県道を西進し、都市計画道路春岡市場線との交点に至る。同都市計画道路を北進し、森町との境界に至る。同地点より境界沿いに東進し、市道春岡66号の延長線上との交点に至る。市道春岡66号の延長線上を南進し、市道春岡63号に至る。同市道を南進し、市道春岡63号の起点に至る。市道を東進し、途中のり面を越え、同市道の延長線上に東進し、小高池北岸に至る。同地点から小高池北岸に沿って東進し、市道山梨三沢4号に至る。同市道を東進し、市道山梨三沢3号の起点に至る。同市道を東進し、市道宇刈三沢線との交点に至る。同市道を南進し、市道村松宇刈線に至る。同市道を南進し、市道可睡一色線との交点に至る。同市道を南進し、市道久能可睡線に至る。同市道を南進し、市道太田村松線との交点に至る。同市道を西進し、起点に至る線により囲まれた一円の区域

(2) 存続期間

令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

(3) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器（装薬銃及び空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。））

12 庄内半島東特定猟具（銃）使用禁止区域

(1) 区域（区域表示の変更）

浜松市西区協和町地内の県道村櫛三方原線と市道協和40号線との交点を起点とし、同地点から県道村櫛三方原線を北進し、市道協和26号線との交点に至り、同地点から同線を北東に進み、市道協和35号線との交点に至り、同地点から同線を南進し、市道協和36号線との交点に至り、同地点から同線を南西に

進み、市道協和33号線との交点に至り、同地点から同線を南進し、さらに続けて東進し、市道協和41号線との交点に至り、同地点から同線を北西に進み、市道協和30号線との交点に至り、同地点から同線を北東に進み、市道白洲85号線との交点に至り、同地点から同線を南進し、さらに続けて市道白洲43号線を東進し、市道白洲39号線との交点に至り、同地点から同線を北進し、市道白洲庄内線との交点に至り、同地点から同線を北進し、市道白洲20号線との交点に至り、同地点から同線を南進し、県道村櫛三方原線との交点に至り、同地点から同線を北進し、市道平松館山寺線との交点に至り、同地点から同線を北西に進み、市道平松44号線との交点に至り、同地点から同線を北東に進み、市道呉松平松線との交点に至り、同地点から同線を南進し、県道村櫛三方原線との交点に至り、同地点から同線を北東に進み、主要地方道館山寺鹿谷線との交点に至り、同地点から同線を東進し、市道和地52号線との交点に至り、同地点から同線を南進し、弁天橋に至り、同地点から花川右岸を西進し、浜名湖（庄内湖）湖岸に至り、同地点から浜名湖（庄内湖）湖岸に沿って北進し、さらに続けて西進し、さらに続けて南進し、さらに続けて西進し、起点に至る線で囲まれた一円の区域

(2) 存続期間

令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

(3) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器（装薬銃及び空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。））

13 庄内半島西特定猟具（銃）使用禁止区域

(1) 区域

浜松市西区館山寺町地内の県道館山寺弁天島線と主要地方道館山寺鹿谷線との交点を起点とし、同地点から主要地方道館山寺鹿谷線を東進し、県道館山寺弁天島線（旧有料道路）との交点に至り、同地点から同線を南進し、浜松市西区村櫛町地内の県道村櫛三方原線との交点に至り、同地点から同線を南進し、県道館山寺弁天島線との交点に至り、同地点から同線を南進し、市道村櫛238号線との交点に至り、同地点から浜名湖湖岸に沿って北進し、市道館山寺50号線との交点に至り、同地点から同線を東進し、起点に至る線で囲まれた一円の区域

(2) 存続期間

令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

(3) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器（装薬銃及び空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。））

14 松島特定猟具（銃）使用禁止区域

(1) 区域（区域表示の変更）

国道150号と市道松島江之島線との交点を起点とし、同地点から市道松島江之島線を南進し、市道河輪松島線との交点に至り、同地点から同線を東進し、市道松島45号線との交点に至り、同地点から同線を南進し、市道松島63号線との交点に至り、同地点から同線を南進し、市道松島61号線との交点に至り、同地点から同点を東進し、市道河輪30号線との交点に至り、同地点から同線を北進し、国道150号との交点に至り、同地点から同点を西進し、起点に至る線で囲まれた一円の区域

(2) 存続期間

令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

(3) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器（装薬銃及び空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。））

15 新所特定猟具（銃）使用禁止区域

(1) 区域（区域表示の変更）

国道301号の一の橋が東海道本線と交差する点を起点とし、同地点から東海道本線を西進し、市道グラ  
ンド岡崎線と接する点に至り、同地点から市道グランド岡崎線を北東に進み、岡崎本線と接する点に至  
り、同地点から岡崎本線を北東に進み、日の岡月見ヶ丘線に接する点に至り、同地点から日の丘月見ヶ  
丘線を北進し、国道301号と交差する地点に至り、同地点から国道301号を南東に進み、湖西市古見茶屋  
松1214と接する三叉路交差点を東進し、起点に至る線に囲まれた一円の区域

(2) 存続期間

令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

(3) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器（装薬銃及び空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。））